

大分市女性防災士会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大分市女性防災士会と称する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 本会は、大分市が推進する防災・減災活動に協力するとともに、女性防災士の防災・減災の力量の向上並びに活動への支援、女性防災士間のネットワーク作り及び他団体との協働により、大分市の防災力向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 月例会（学習・ワークショップ、体験、交流、視察研修等）
- (2) 会報の発行（LINE、メール、郵送）
- (3) 家庭での防災・減災対策の実施
- (4) 地域や所属組織等での防災・減災の活動・支援
- (5) 他団体との連携・協働と啓発活動

(年度)

第4条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第3章 組織

(会員)

第5条 本会は、正会員と賛助会員で構成される。

正会員は、大分市在住の住民（女性）で防災士の資格を有する者、及び防災・減災に関心を持ち学ぼうとする者（女性）とし、総会における議決権を持つ。賛助会員は本会を支援・応援する者、及び団体とし、総会における議決権を持たない。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、入会届を運営委員会に提出するものとする。

(会員の責務)

第7条 会員は、第2条に規定する本会の目的を達成するために、防災士としての力量の向上に努めることとする。

(禁止事項)

第8条 会員は、以下に定める行為を行ってはならない。

- (1) 会の活動を通じて得られた個人情報の目的外使用
- (2) 会の活動の中での政治活動、選挙活動、宗教活動、またはこれらに付随・類似する行為、営業などの利益活動

- (3) 会に無断で会の名称を宣伝等に使用する行為
- (4) 会の活動を通じて入手した情報を無断で複製、その他私的利用の範囲を超えて使用する行為
- (5) 会の運営を妨げ、会員に不利益・損害を与え、又はそのおそれがある行為
- (6) 会や会員に対する誹謗中傷や侮辱、名誉毀損、プライバシーの侵害、ハラスメント、知的財産権の侵害またはそのおそれがある行為
- (7) 法令、公序良俗に反する、またはそのおそれがある行為

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人の死亡、または本会が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により除名することができる。この場合、議決の前に会員の弁明の機会を設けることとする。

- (1) 規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

(役員)

第11条 本会は、次の役員を置く。

運営委員数名、会計監査2名で役員を構成する。運営委員は柔軟に協力しあって本会を運営する。運営委員の中から本会の代表者1名、副代表者2名を選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年間とし、再任は妨げない。

(所在地)

第13条 本会の所在地を、代表者宅に置く

第4章 会議

(総会)

第14条 総会は、毎年度1回開催する。本会の正会員をもって構成し、会員総数の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立とする。

総会では、役員選出、活動報告、決算および活動計画、予算の承認等を決定する。

(運営委員会)

第15条 本会の代表者は、原則毎月1回運営委員会を開き、活動をすすめる。運営委員は運営委員会に出席するものとし、運営委員の3分の2以

上の出席で成立とする。

第5章 会計

(会計)

第16条 (1) 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入により運営することとする。

(2) 本会の会費は、正会員、賛助会員ともに年額2000円とする。

(3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(役員手当)

第17条 役員に対し、内規に基づき、会費より交通費及び事務費（通信費等）を支払う。

(会計監査)

第18条 会計監査は、毎年1回監査役が行い、総会で報告する。

<付則>

本規約は、2017年2月3日から施行する。

本規約は、2022年3月26日から施行する。

本規約は、2023年3月26日から施行する。